

いじめ防止基本方針

京都教育大学附属桃山小学校

いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止のための取り組み

(1) 教職員による指導について

- ①いじめ防止のためには、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を持ち、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとるための判断力や指導力を高めるため、教職員の資質の向上に向けた適切な研修等を計画的に行う。
- ②日常的にいじめ問題に触れ「いじめは人間として絶対に許されない」ということを、児童一人一人の心に深く刻み込む指導を行う。
- ③担任の学級経営力を高めるための努力を日常的に行う。
 - ・達成の程度が確認できる具体的な学級目標の設定とその推進
 - ・ルールが守られ、秩序があり、「安心・安全」が保証された学級づくり
 - ・教師と子供、子供と子供の間、心のつながりのある関係（リレーション）づくり

- ④一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努める。
- ・基礎的・基本的事項の確実な習得
 - ・主体的に取り組むことができる「課題」づくり
 - ・仲間との関わりを通し、さらに自分の学びを高めることができる授業づくり
 - ・学びを振り返り、成長した（変化した）自分を自覚できる授業づくり
 - ・特別な支援が必要な児童に対するきめ細かな個別指導の実施

(2)児童に培う力とその方策

① 培う力

- ・相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る「コミュニケーション能力」
- ・「権利・人権」についての正しい知識と意識
- ・援助希求力（助けを求めたり、相談できる力 help-seeking）
- ・状況への応答力（周囲の状況を自分のこととして考え対応する力）
- ・ストレスを適切に対処する力（ストレスを生きるエネルギーに変える力）
- ・自己有用感、自己肯定感

② そのための方策

- ・道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進
- ・総合的な学習の時間の充実
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくり
- ・一人一人が活躍できる集団づくり
- ・他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会の設定
- ・主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験の機会の設定
- ・社会参画活動の推進

(3) いじめ防止のための組織と具体的な取り組み

①いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。

○校内職員：校長、副校長、教頭、教務主任、庶務、該当学年主任、児童指導主任、教育相談担当、養護教諭。

○校外関係者：大学担当者、PTA の代表者、学校医、府市内および地域内教育関係機関の職員など（附属桃山小学校学校評議委員等）

②当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取り組みを行う。

- ・学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証

- ・修正等
- ・いじめの相談・通報の窓口としての対応
- ・いじめに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録
- ・いじめの情報の迅速な共有，関係児童への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応

(4) その他

- ①児童会活動・つゆくさ活動等児童の主体的な取り組みを積極的に構築する。
- ②家庭・地域との積極的な連携を進める

3 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ①日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め，アンテナを高く保つとともに，教職員相互が積極的に児童の情報交換，情報共有を行い，危機感を持っていじめを認知するよう努める。
 - ・毎日の職員朝礼で，随時報告し共通理解を図る。
 - ・海の部屋相談員からの情報提供
- ②定期的なアンケート調査や個別面接の実施，また，日常の観察による声かけを実施し，個別の状況把握に努める。
- ③休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり，個人ノートや日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり，家庭訪問の機会を活用する。

(2) 相談窓口などの組織体制

- ①定期的に体制を点検し，児童及びその保護者，教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ②教師は「口外しない」「話しやすい」「全力で守る」の三原則をもって対応する。
- ③児童の個人情報については，対外的な取扱いの方針を明確にし，適切に扱う。

(3) 地域や家庭との連携

- ①学校と家庭，地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

4 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

(1) 素早い事実確認と報告・連絡・相談（ほうれんそう）

- ①発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。
- ②いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた児童へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③児童や保護者から相談や訴えがあった場合には真摯に対応し、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全には十分に配慮する。
- ④いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく伏見警察署と相談して対処する。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。また、京都教育大学（附属学校部）に連絡する。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

- ①発見、通報を受けた教職員は躊躇なく、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに事実の有無の確認を行い、その結果は、校長が責任を持って学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ①いじめられた児童から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童には十分に配慮をする。また、児童の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ②家庭訪問等により、可能な限り迅速に保護者へ事実関係を伝える。また、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行う等、いじめられた児童の安全を確保する。
- ③いじめられた児童にとって信頼できる人と連携し、寄り添い支える体制の構築を図る。また、安心して学習や生活ができるよう、必要に応じていじめた児童を別室において指導する等、よりよい環境の確保を図る。また、

状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教員経験者（OB）・警察官経験者など外部専門家の協力を得る。

- ④いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。

(4) 加害児童及びその保護者への対応

- ①教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。
- ②しっかりと事実関係の聴取を行い、いじめが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の協力を得て、再発の防止を図る。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が以後も連携がとれるように協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。また、児童生徒の個人情報等の取扱い等には十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。
- ④教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加えることも検討する。なお、状況に応じて出席停止制度の活用については十分に附属学校部と協議をする。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ①全ての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。特に、いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

(6) ネットいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やか

に削除を求め、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに伏見警察署に通報し、適切に援助を求める。

- ②校内における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても学年・学級懇談会、学校だより等で積極的に理解を求めていく。

5 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置と調査の実施

- ①いじめにより、当該児童の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該児童が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、下記の第三者による調査組織を設け、適切な方法により重大事案に係る事実関係を明確にするための調査を行う。

<重大事案と想定されるケース>

- 児童が自殺を図った場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合等

<組織の構成>

※校内におけるいじめ防止のための組織を母体としつつ、京都教育大学附属学校部の支援・協力を得る。（具体的な調査組織の構成員については京都教育大学附属学校部の指示を仰ぐ）

- 京都教育大学弁護士○京都教育大学精神科医○学識経験者
- 弁護士の心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
- ※当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・校内における連絡・報告体制は、別紙「学校緊急対応マニュアル」による。

(3) 重大事態の報告

①当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、素早く京都教育大学・附属学校部へ報告する。

(4) 外部機関との連携

①重大事案に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ京都教育大学・附属学校部、伏見警察署、児童相談所、の「いじめ解決支援チーム」と連携を図りながら進めていく。

6 京都教育大学附属桃山小学校・いじめ防止対策委員会

(設置)

第1条 平成25年6月28日公布の「いじめ防止対策推進法」の第22条に基づき、各校において「いじめ防止対策委員会」を設置する。

(目的)

第2条 いじめは、全ての学校・児童等に起こりうる問題であるという認識に基づき、児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにするために、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめ事案が発生したと考えられる場合は、組織的に適切かつ迅速にこれに対処することを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事他、校長が指名する職員・担当者・養護教諭・(カウンセラー)等によって構成する。校長の判断により必要に応じて、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者を参加させることができる。

(取組内容)

第4条 委員会は、情報の収集と実態把握・相談活動の充実を図る。その際は、児童や保護者の思いや立場に立った視点で正確な情報が得られるように努めるとともに、職員の指導力向上、いじめの未然防止・早期発見、いじめ事案が発生した場合の適切かつ迅速な対処ができることをめざして、次の業務を遂行する。

- ① いじめの未然防止の体制整備及び取り組み (Q-U テスト等の活用)
- ② いじめの状況把握及び分析 (アンケート)
- ③ いじめを受けた児童に対する相談及び支援
- ④ いじめを受けた児童の保護者に対する相談及び支援

- ⑤ いじめを行った児童に対する指導
- ⑥ いじめを行った児童の保護者に対する助言
- ⑦ 専門的な知識を有する者等との連携
- ⑧ その他いじめの防止に係ること

※委員会は、毎月1回定期的に開催する。いじめ発見の場合は、校長の判断により、「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し組織的で迅速な対応をする。

【具体的取組】

【通常業務】 未然防止・実態把握の取組	【緊急時】 いじめ事案発生時の取組
<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ防止対策委員会の定期的開催 ○いじめ問題の取組を保護者・地域へ発信（啓発・協力要請） ○外部相談機関との連携 ○実態把握アンケートの実施・分析・作成 ○定期的な職員間での情報交換 ○職員研修の企画・運営（事例研究等）（事例研究に加え道徳教育・豊かな体験活動等に係る研修・ネット対策） 	<ul style="list-style-type: none"> ○緊急いじめ防止対策委員会の開催（京都教育大学附属学校部・伏見警察署等関係機関との連携） ○事例に係る指導方針の決定と具体的な取組の提示・周知（いじめ防止対策委員会が取組全体の中心となって組織的な対応をする） ○専門的知識を有する者との連携（メンタルヘルス・ケア等への配慮） ○保護者・家庭との連携 ○サポートチームの対応策検討 ○緊急のいじめ防止プログラム・人間関係づくりプログラムの実施，生命尊重の教育の実施

（その他）

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は校長が定める。

附則 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

尚、この設置に関する内容に不備等がある場合は、関係各者と協議の上で変更できるものとする。（PDCAサイクルでの取組検証）

※PDCAサイクル

一連の活動を、それぞれPlan-Do-Check-Action（PDCA）

という観点から管理するフレームワーク。

- ①Plan：まず目標を設定し、それを具体的な行動計画に落とし込む。
- ②Do：組織構造と役割を決めて人員を配置し、組織構成員の動機づけを図りながら、具体的な行動を指揮・命令する。
- ③Check：途中で成果を測定・評価する。
- ④Action：必要に応じて修正を加える。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスへ入り、次期も新たなPDCAサイクルを進める。

いじめ防止対策のための年間指導計画

	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	◎学校いじめ防止対策委員会 全体会○校内いじめ防止対策委員会・いじめ防止対策に関わる共通理解・情報交換 ・教室環境の整備・クラス目標作り	・学級開き・人間関係づくり【学級活動】 ・学校のきまり確認・学級ルールづくり【学級活動】	・学校のきまりについての説明・いじめ防止対策についての説明・啓発【懇談会】 ・学校のきまり・いじめ防止対策についての説明・啓発・授業参観・保護者との情報交換 学校アンケート（いじめ）報告
5月	○校内いじめ防止対策委員会・児童に対する情報交換	・学校生活アンケートの実施	・いじめ防止対策についての説明・啓発【個人懇談会】【1年家庭訪問】
6月	○校内いじめ防止対策委員会・児童に対する情報交換・学校生活アンケートに関する検討	・つゆくさ遠足【たて割活動】	・授業参観・保護者との情報交換【懇談会】
7月	◎学校いじめ防止対策委員会 全体会・児童に対する情報交換	・行事を通した人間関係づくり【5年臨海学習】	・授業参観・保護者との情報交換【懇談会】
8月	○校内研修	・行事を通した人間関係づくり【6年自然体験教室】 【5, 6年オーストラリア親善大使】 ・児童指導に関する職員研修	
9月	○校内いじめ防止対策委員会・児童に対する情報交換	・行事を通した人間関係づくり【4年農家宿泊体験】	・授業参観・保護者との情報交換【懇談会】
10月	○校内いじめ防止対策委員会・児童に対する情報交換	・行事を通した人間関係づくり【つゆくさ運動会】 ・行事を通した人間関係づくり【学年遠足】	・つゆくさ運動会参観
11月	○校内いじめ防止対策委員会・児童に対する情報交換	・行事を通した人間関係づくり【6年大文字駅伝】 ・親子ソフトバレーボール大会	・土曜参観【懇談会】 ・親子ソフトバレーボール大会
12月	◎学校いじめ防止対策委員会 全体会○校内いじめ防止対策委員会・児童に対する情報交換・学校生活アンケートに関する検討	・行事を通した人間関係づくり【学芸会】	・保護者との情報交換【個人面談】 ・学芸会参観
1月	○校内いじめ防止対策委員会・児童に対する情報交換	・学年末に向けて（人権集会③）	・授業参観・保護者との情報交換【懇談会】
2月	◎学校いじめ防止対策委員会 策委員会・児童に対する情報	・行事を通した人間関係づくり【1, 2年雪遊び・3, 4年スケート 5, 6年スキー学習】	・授業参観・保護者との情報交換【懇談会】
3月	○校内いじめ防止対策委員会・児童に対する情報交換・学校アンケートに関する検討	・行事を通した人間関係づくり【6年生を送る会・卒業式】	・学校アンケート（いじめ）

8 いじめに対する危機管理体制

- ◎問題行動・いじめの解決は、大人の責任という課題認識を持つ。
- ◎児童の命を守り、安全を確保する。（初動の重要性）
- ◎全教職員の共通理解のもと協働で対応にあたる。（体制づくり）
- ◎保護者の信頼を得た、実効的な取り組みをする。（説明責任）
- ◎各関係機関との綿密な連携の中で取り組む。

